

## 第 88 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 12 月 10 日（金） 15：30～15：50

場所 県庁本館 12 階大会議室

### 議題 1 「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針の改正について」

#### 本部長発言

11 月 8 日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された「新たなレベル分類の考え方」を踏まえて、11 月 19 日の政府の対策本部会議において、基本的対処方針の変更等が決定された。この政府の対処方針の変更を踏まえ、本県の対処方針を改正する。

資料 1-1 の 1 の「(2) 香川県対処方針の対策期の段階」については、国の新しいレベル分類に合わせ、6 段階から 5 段階に見直す。

「(3) 対策期移行の指標」については、感染の状況を引き続き注視しながら、医療ひっ迫の状況に、より重点を置いたものとし、今夏の感染拡大時の各指標の推移を参考に、これまでの 6 指標から「確保病床使用率」などの 4 指標に変更する。詳細は、下記 2 のとおりである。

「3. 対策期及び移行基準」についてであるが、(1) の「①感染予防対策期」については、国のレベル 0 相当で、新規感染者数ゼロを維持できている状況としている。

「②感染警戒対策期」については、国のレベル 1 相当で、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できており、即応病床や保健所の体制について問題なく維持できる状況としている。

「感染予防対策期」から「感染警戒対策期」への移行については、これまでと同様に、直近 1 週間の累積新規感染者数が 5 人程度以上となった場合としている。

「③感染拡大防止対策期」については、国のレベル 2 相当で、新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況とし、感染拡大が続く場合には、飲食店への時短要請や、まん延防止等重点措置の適用など強い対策の実施も想定している。

「感染警戒対策期」から「感染拡大防止対策期」への移行については、確保病床使用率、確保重症病床使用率ともに 20%以上、療養者数 190 人程度以上、1 週間当たりの累積新規感染者数 143 人程度以上としており、先月末に新たに策定した「保健・医療提供体制確保計画」や、今夏の感染拡大時の各指標の推移などを参考にし、設定している。

「④緊急事態対策期」については、国のレベル 3 相当で、一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況とし、外出・移動の自粛要請や飲食店等の休業要請、イベントの開催制限など、より強い措置を講ずる状況を想定している。

「感染拡大防止対策期」から「緊急事態対策期」への移行については、国のレベル分類の考え方を踏まえ、確保病床使用率または確保重症病床使用率が 50%を超え、医療ひっ迫の状況になっ

た場合とし、併せて療養者数 380 人程度以上、1 週間当たりの累積新規感染者数 285 人程度以上としている。

「⑤非常事態対策期」については、国のレベル4相当で、一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況であり、現行の対策期にこれに該当するものはなく、国による災害医療的な対応が必要な状況であることから、「緊急事態対策期」からの移行については、県独自の指標を設定することは困難なため、この点については「状況を見て総合的に判断」することとしている。

「(2) 感染の下降局面における各対策期の移行の考え方」については、国のレベル分類の強化された対策の解除の考え方を参考にし、感染状況や医療ひっ迫の状況が2週間ほど継続して安定的に下降傾向にある場合、各対策期の指標を踏まえて総合的に判断することとしている。

次に、対応方針についてであるが、[資料1-3](#)のとおり、各対策期における対策については、国の基本的対処方針における都道府県の役割を踏まえ、県民の皆さまや事業者の皆さまへのお願いや、イベント等の開催制限、県有施設等の対応について、整理をしている。

現行の対処方針 ([資料1-4](#)) の対応方針と比較して、今回、大きく変更となった点は、国において決定された「ワクチン・検査パッケージ制度」の要素を追加したことであり、この制度が適用された方については、資料に赤字で記載のとおり、都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動についても、行動制限が緩和される内容となっている。

今回の改正を踏まえ、現行の「感染予防対策期」においても、[資料1-5](#)の2ページに赤字で記載のとおり、現時点で、国内においては、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域はないが、「当該区域への不要不急の移動は極力控えるよう協力依頼（ワクチン・検査パッケージ制度が適用された方を除く）」の項目を追加している。

以上が、主な改正点となる。今後、感染が再拡大した場合には、今回改正した県の対処方針を適切に運用し、各対策期において必要な感染防止対策を、迅速かつ機動的に講じていきたいと考えている。

## 議題2 「ワクチン・検査パッケージ制度の運用について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

## 議題3 「新たな変異株（オミクロン株）への対応について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

## 議題4 「帰省者向けPCR検査の実施について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

## 議題5「介護施設等・障害者支援施設等従事者への一斉検査について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

### 本部長発言

各部局においては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆さまの安全・安心の確保を第一に、連携して対応にあたっていただきたい。